（別冊）

和歌山海区漁場計画

和歌山県

目　次

共同漁業
　地 先 漁 業　・・・・・　１
　つきいそ漁業　・・・・・　３２

定置漁業　・・・・・　５０

区画漁業
　わかめ養殖業　・・・・・　５２
　ひろめ養殖業　・・・・・　５９
　ひじき養殖業　・・・・・　６３
　ひおうぎ垂下式養殖業　・・・・・　６４
　あわび垂下式養殖業　・・・・・　６６
　かき垂下式養殖業　・・・・・　６７
　魚類小割式養殖業　・・・・・　７０
　くろまぐろ小割式養殖業　・・・・・　８０

保全沿岸漁場　・・・・・　８４

地先漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第１号	和歌山市加太地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４号	和歌山市新和歌浦から布引に至る地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第５号	海南市下津町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 いわし･あじ･さば敷網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第５０号とアを結んだ線、アからイに至る距岸５００ｍ（最大高潮時海岸線からの離岸距離をいう。以下同じ。）の等距離線、イ、ウ、エ、基点第７５号及び基点第７３号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第７２号とオを結んだ線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第５０号　海南市冷水下津町界に設置した標識 基点第６７号　海南市下津町大崎青石鼻通称犬戻り西端に設置した標識 基点第７１号　海南市下津町方金山崎突端に設置した標識 基点第７２号　海南市下津町方前川橋から下流６８ｍの加茂川右岸に設置した標識 基点第７３号　海南市下津町下津ＥＮＥＯＳ和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第７５号　有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 ア　基点第５０号から３３９°－２０′５００ｍの点 イ　基点第６７号から１９８°－４４′５００ｍの点 ウ　基点第６７号から１９８°－４４′の方位線と基点第７１号から２７９°－５５′の方位線との交点 エ　基点第７１号から２７９°－５５′３，０００ｍの点 オ　基点第７２号から２３４°－２５′の方位線と対岸との交点	刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津、丸田、大崎、方、下津	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第６号	有田市初島町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第７３号、基点第７５号、ア、イ及び基点第８１号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに有田市初島町沖ノ島周辺最大高潮時海岸線と同線より沖合３５０ｍの等距離線によって囲まれた区域。ただし、基点第７４号、流石、毛無岩、仏石及び有田市港町苅藻防波堤突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第７３号　海南市下津町下津ＥＮＥＯＳ和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第７４号　有田市初島町浜ＥＮＥＯＳ和歌山製油所護岸に設置した標識 基点第７５号　有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 基点第８１号　有田市港町苅藻西側に設置した標識 ア　基点第７５号から２８２°－２５′９５０ｍの点 イ　基点第８１号から２９８°－２５′２００ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市初島町浜、里	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第７号	有田市地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うなぎ籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第８１号、ア及びイの各点を順次に結んだ線、イからウに至る距岸６００ｍの等距離線、ウとエを結んだ線、エからオに至る距岸２００ｍの等距離線、オと基点第１０４号を結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第８７号とカを結んだ線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第　８１号　有田市港町苅藻西側に設置した標識 基点第　８７号　有田市新堂関西電力高圧線鉄塔跡に設置した標識 基点第１０４号　有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 基点第３８５号　有田市宮崎町宮崎ノ鼻西端に設置した標識 ア　基点第８１号から２９８°－２５′２００ｍの点 イ　基点第３８５号から２９４°－５５′６００ｍの点 ウ　有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上６００ｍの点 エ　有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上２００ｍの点 オ　基点第１０４号から２４４°－２９′２００ｍの点 カ　基点第８７号から１７４°－４７′の方位線と対岸との交点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市港町、宮崎町、千田、箕島、野、古江見	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第８号	有田郡湯浅町及び広川町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業 第三種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 雑魚地曳網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第１０４号とアを結んだ線、アからイに至る距岸２００ｍの等距離線、イと基点第３６３号を結んだ線、基点第３６４号とウを結んだ線、ウからエに至る距岸２００ｍの等距離線、エと基点第１３３号を結んだ線、最大高潮時海岸線、紀勢本線広川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第１０４号　有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 基点第１３３号　有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 基点第３６２号　有田郡湯浅町湯浅広港築港防波堤灯台基部に設置した標識 基点第３６３号　有田郡湯浅町湯浅中央公民館前防波堤屈折部に設置した標識 基点第３６４号　有田郡湯浅町湯浅南浜埋立防波堤南西端に設置した標識 基点第３６５号　有田郡広川町湯浅広港天皇突堤屈曲部中央に設置した標識 ア　基点第１０４号から２４４°－２９′２００ｍの点 イ　基点第３６２号から２３７°－３０′７０ｍの点 ウ　基点第３６５号から３３２°－００′１５０ｍの点 エ　基点第１３３号から３５６°－４４′２００ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第９号	有田郡湯浅町毛無島、苅藻島地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第１２号	有田郡湯浅町地先伯母瀬及びソノ瀬周辺	第一種共同漁業 第二種共同漁業	いせえび漁業 いわし･あじ･さば敷網漁業	１月１日から１２月３１日まで	有田郡湯浅町地先伯母瀬中央を中心とし５００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域及び有田郡湯浅町地先ソノ瀬中央を中心とし５００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域	敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市港町、宮崎町、箕島、千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾、日高郡由良町三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第１４号	有田郡広川町鷹島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業	１月１日から１２月３１日まで	有田郡広川町鷹島の最大高潮時海岸線と同線より沖合２００ｍの等距離線によって囲まれた区域並びに次の基点第１３０号、ア、イ及び基点第１３０号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３０号　有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア　基点第１３０号から２８４°－２９′３５０ｍの点 イ　基点第１３０号から２２４°－２９′３５０ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第１７号	日高郡由良町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第１９号	日高郡日高町蟻島地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第２１号	日高郡美浜町及び御坊市塩屋町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
					フ　基点第１７８号から３０５°－４５′２７６ｍの点 ヘ　基点第１７８号から３３３°－３１′２３４ｍの点 ホ　北緯３３°５２′１６．２４″、東経１３５°９′３２．２″の点 マ　北緯３３°５２′１６．５９″、東経１３５°９′３３．５２″の点								

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第２２号	御坊市塩屋町、名田町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第２３号	日高郡印南町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第２４号	日高郡みなべ町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第２７号	田辺市地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３０号	田辺市及び西牟婁郡白浜町地先	第二種共同漁業 第三種共同漁業	あなご籠漁業 いわし船曳網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第１９３号、基点第１９２号、ア、基点第２０１号、イ、ウ及び基点第２３２号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第１９２号　日高郡みなべ町堺地先通称菊見島に設置した標識 基点第１９３号　日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識 基点第１９４号　日高郡みなべ町森の鼻南端に設置した標識 基点第２０１号　田辺市灘島南端に設置した標識 基点第２０９号　田辺市神楽島南端に設置した標識 基点第２３２号　西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア　基点第１９４号から基点第２０１号見通し線と基点第１９２号から２４０°－２７′の方位線との交点 イ　基点第２０９号から田辺市神島西端見通し線上３６０ｍの点 ウ　基点第２３２号から０°－２７′９００ｍの点	いわし船曳網漁業は、日の出から日没までの間無動力船（機船船びき網漁業の許可を受けたものを除く。）のみにより曳き回すものに限り、目合５ｍｍ以下の網を用いてはならない。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３１号	西牟婁郡白浜町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁 場 の 区 域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３２号	田辺市加納地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	田辺市加納の最大高潮時海岸線と同線より沖合１００ｍの等距離線によって囲まれた区域	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第３３号	西牟婁郡白浜町番所の崎地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	いせえび漁業 せみえび漁業 雑魚刺網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３２号　西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア　基点第２３２号から２７０°－０３′　２，３５０ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町山内、埴田、堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３４号	西牟婁郡白浜町中地先	第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２３６号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２３６号　西牟婁郡白浜町鴨居中界に設置した標識 基点第２３８号　西牟婁郡白浜町中大浜中央基点に設置した標識 ア　基点第２３６号から２１０°－２７′３７０ｍの点 イ　アから富田川河口堤防南端見通し線とカからウ見通し線との交点 ウ　基点第２３８号から２４４°－５７′２，０００ｍの点 エ　基点第２３８号から１９４°－２７′２，０００ｍの点 オ　基点第２３８号から１５１°－５７′３２０ｍの点 カ　基点第２３８号から３０４°－２７′３６３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町中	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第３５号	西牟婁郡白浜町日置、塩野地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい･まがきがい漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業 かに籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２４２号、ア、イ及び基点第２４７号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第２４２号　西牟婁郡白浜町椿日置界仏崎に設置した標識 基点第２４７号　西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 ア　基点第２４２号から２７０°－２７′１，４００ｍの点 イ　基点第２４７号から２０５°－１７′１，２００ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町日置、安宅、塩野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３６号	西牟婁郡すさみ町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２４７号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第２５５号の各点を順次に結んだ線、西牟婁郡すさみ町口和深地先三ツ石の距岸２００ｍ等距離線、最大高潮時海岸線、周参見川下流第二橋梁下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第２４７号　西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 基点第２５１号　西牟婁郡すさみ町口和深黒崎突端に設置した標識 基点第２５３号　西牟婁郡すさみ町江住江須崎地先通称カイラ島突端に設置した標識 基点第２５５号　西牟婁郡すさみ町東牟婁郡串本町界に設置した標識 ア　基点第２４７号から２０５°－１７′１，２００ｍの点 イ　基点第２５１号から１７２°－３５′５９０ｍの点 ウ　基点第２５１号から１５２°－２５′５００ｍの点 エ　基点第２５３号から２０４°－３０′４８０ｍの点 オ　基点第２５５号から２００°－４７′１，０００ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡すさみ町周参見、口和深、見老津、江住、里野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３７号	東牟婁郡串本町和深から鬮野川に至る地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第３８号	東牟婁郡串本町紀伊大島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい･まがきがい漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	東牟婁郡串本町紀伊大島及び通夜島の距岸３５０ｍの等距離線、同町苗我島の距岸１００ｍの等距離線、同町樫野崎地先小鰹島の距岸１５０ｍの等距離線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、通夜島地先虎出礁から距岸１００ｍ以西の区域を除く。	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町串本、大島、須江、樫野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第３９号	東牟婁郡串本町姫から津荷に至る地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ･ひろめ･め漁業 ひじき･もずく漁業 てんぐさ漁業 のり･ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい･まがきがい漁業 さざえ･かき･いそもの漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２７５号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第３０３号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第２７５号　東牟婁郡串本町鬮野川姫界に設置した標識 基点第３００号　東牟婁郡串本町古座川右岸河口の突端より西へ２８ｍの点に設置した標識 基点第３０２号　東牟婁郡串本町古座津荷界に設置した標識 基点第３０３号　東牟婁郡串本町田原へクサビ宝島界に設置した標識 ア　基点第２７５号から東牟婁郡串本町戸島崎地先金山小瀬見通し線上３６４ｍの点 イ　基点第３００号から東牟婁郡串本町金山見通し線上２，７４０ｍの点 ウ　エから１８０°－３７′１，６００ｍの点 エ　カから東牟婁郡串本町樫野崎地先小鰹島見通し線上１，０００ｍの点 オ　基点第３０３号から１４６°－３７′１，２００ｍの点 カ　基点第３０２号から１７５°－３７′１４５ｍの点	刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町鬮野川、姫、姫川、伊串、神野川、西向、古座、上野山、中湊、津荷、田原	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４２号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４３号	東牟婁郡太地町地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４４号	東牟婁郡那智勝浦町二河地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４５号	東牟婁郡那智勝浦町湯川から浜ノ宮に至る地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４６号	新宮市地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第４７号	日高郡由良町神谷及び日高町志賀地先	第二種共同漁業	かに籠漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２９３号と基点第１６６号及び基点第２９４号の各点を順次に結んだ線、基点第１６２号、基点第１６１号及び基点第１６７号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蟻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合２００ｍの等距離線によって囲まれた区域を除く。 基点第１６２号　日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第１６６号　日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第１６７号　日高郡由良町日高町界に設置した標識 基点第１６１号　日高郡由良町鳶島頂点に設置した標識 基点第２９３号　日高郡由良町神谷神谷崎南端に設置した標識 基点第２９４号　日高郡日高町方杭方杭崎西端に設置した標識	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町神谷、吹井、江ノ駒、網代、里、阿戸、日高町志賀、方杭	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第４８号	和歌山市雑賀崎及び田野地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第４９号	和歌山市田野地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第５０号	和歌山市毛見及び海南市冷水地先	第一種共同漁業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
					ハ　ヒからア見通し線上７６５ｍの点 ヒ　基点第５０号から３３９°－２０′５００ｍの点 フ　基点第４６号から１５°－３０′２９０ｍの点 ヘ　基点第４６号から８°－００′２９１ｍの点 ホ　基点第４６号から３５６°－３０′２５８ｍの点 マ　基点第４６号から３５２°－３０′２４０ｍの点 ミ　基点第４６号から３４８°－５４′２３１ｍの点 ム　基点第４６号から３２５°－３０′１９０ｍの点 メ　基点第４６号から３１８°－００′１７７ｍの点 モ　基点第４６号から２３６°－００′２３０ｍの点								

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第５２号	東牟婁郡串本町田原地先	第一種共同漁業

つきいそ漁業

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第200号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２７５°－３０′２，１６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第201号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２３９°－１５′４，３６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第202号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３°－５７′３，３６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第203号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３１８°－１９′４，３２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第205号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第８号　和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識 ア　基点第８号から２１０°－５８′９１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第206号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２０５°－３０′１，６３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第207号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３３４°－２０′２，２８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第208号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２５２°－１０′１，８７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第209号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３１２°－００′３，０８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第210号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２２４°－２０′２，９２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第211号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第８号　和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識 ア　基点第８号から２５５°－２５′１，８００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第212号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第４号　和歌山市加太神島南西部に設置した標識 ア　基点第４号から３２１°－０５′２７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第215号	有田市宮崎町宮崎ノ鼻地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１２０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９２号　有田市宮崎町宮崎ノ鼻突端に設置した標識 ア　基点第９２号から２８８°－０７′１，０７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市港町、宮崎町（ただし、1200番代から1400番代の番地で表示される住所の地区（以下「逢井」という。）を除く。）、箕島	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第221号	有田市初島町地ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第７６号　有田市初島町地ノ島通称大碆に設置した標識 ア　基点第７６号から２００°－００′２９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市初島町浜、里	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第222号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、６０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９７号　有田市宮崎町黒島通称庄衛門に設置した標識 ア　基点第９７号から１５７°－１１′３４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市宮崎町のうち逢井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第223号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、５０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９９号　有田市宮崎町仏磯西端に設置した標識 ア　基点第９９号から１５８°－００′３３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市宮崎町のうち逢井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第224号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、４０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９８号　有田市宮崎町逢井満越岩中央部に設置した標識 ア　基点第９８号から２２１°－４０′２１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市宮崎町のうち逢井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第225号	有田市千田地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０２号　有田市千田千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア　基点第１０２号から２３１°－２９′６６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市千田	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第227号	有田市宮崎町矢櫃地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９３号　有田市宮崎町剣崎突端に設置した標識 ア　基点第９３号から２３５°－２０′３７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市港町、宮崎町（ただし、逢井を除く。）、箕島	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第228号	有田郡湯浅町地先ソノ瀬西方	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１４２号　日高郡由良町衣奈黒島通称鵜の糞に設置した標識 ア　基点第１４２号から１２°－５０′２，１３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第229号	日高郡由良町衣奈地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１２０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１３９号　日高郡由良町衣奈地先通称カブト岩突端に設置した標識 ア　基点第１３９号から４５°－４０′４８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第230号	日高郡由良町衣奈地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１３９号　日高郡由良町衣奈地先通称カブト岩突端に設置した標識 ア　基点第１３９号から４０°－１８′１，３９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第231号	日高郡由良町衣奈黒島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１４２号　日高郡由良町衣奈黒島通称鵜の糞に設置した標識 ア　基点第１４２号から２４３°－３０′８６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第232号	日高郡由良町衣奈黒島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１４２号　日高郡由良町衣奈黒島通称鵜の糞に設置した標識 ア　基点第１４２号から３４０°－２０′２４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第233号	日高郡由良町小引十九島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５０号　日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア　基点第１５０号から２８４°－２６′６１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第234号	日高郡由良町小引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５０号　日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア　基点第１５０号から１９６°－３０′５３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第235号	日高郡由良町小引十九島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５０号　日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア　基点第１５０号から２８６°－２７′１７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第236号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７３号　日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア　基点第１７３号から３１１°－１５′３，１２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第237号	日高郡由良町大引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５５号　日高郡由良町大引大碆頂上に設置した標識 ア　基点第１５５号から２５７°－３７′１，６２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第238号	日高郡日高町蟻島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５７号　日高郡由良町神谷烟島地先平碆岩頂上に設置した標識 ア　基点第１５７号から２１８°－１５′１，１７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町神谷、吹井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第239号	日高郡由良町神谷地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５７号　日高郡由良町神谷烟島地先平瀞岩頂上に設置した標識 ア　基点第１５７号から１８９°－３０′５１８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町神谷、吹井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第244号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７２号　日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア　基点第１７２号から３４６°－１５′７００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第246号	日高郡日ノ御崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７３号　日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア　基点第１７３号から２３２°－３０′１，５６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第247号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７２号　日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア　基点第１７２号から２８９°－４０′２５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第248号	日高郡美浜町三尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１５０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７５号　日高郡美浜町三尾蟹取島頂上に設置した標識 ア　基点第１７５号から１４８°－４６′１，６９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第249号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７５号　日高郡美浜町三尾蜑取島頂上に設置した標識 ア　基点第１７５号から２０６°－２１′４，４４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井、御坊市名屋、名屋町、御坊、薗、島、塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第250号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２６７°－４８′３，６２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第251号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２１０°－３３′３，８６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	御坊市塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第252号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から１８３°－０５′３，２６５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	御坊市塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第253号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１８８号　日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア　基点第１８８号から２４２°－１５′９，０２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第254号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１８８号　日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア　基点第１８８号から２６４°－３９′３，７８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第255号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１８８号　日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア　基点第１８８号から２８３°－３０′３，２００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第256号	西牟婁郡白浜町番所の崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３２号　西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア　基点第２３２号から２７８°－４５′４，１００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第261号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３２号　西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア　基点第２３２号から２３３°－１１′５，２５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第262号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３７号　西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア　基点第２３７号から２７７°－２５′５，０２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第263号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３７号　西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア　基点第２３７号から２０１°－００′５，４２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第264号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２４３号　西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア　基点第２４３号から１６４°－１８′２，０２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第265号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２４３号　西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア　基点第２４３号から２０６°－１８′１，６００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第266号	西牟婁郡すさみ町周参見地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２４８号　西牟婁郡すさみ町周参見オン崎通称ヤジバエ中央部に設置した標識 ア　基点第２４８号から１７３°－２０′１，２２５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡すさみ町周参見	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第269号	東牟婁郡太地町燈明崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３２０号　東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 ア　基点第３２０号から１０１°－３３′２，０００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第270号	東牟婁郡那智勝浦町太平石地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１，０００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３５１号　東牟婁郡那智勝浦町太平石頂上に設置した標識 ア　基点第３５１号から１０９°－３９′８１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第271号	東牟婁郡那智勝浦町山成島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３３６号　東牟婁郡太地町鰹島に設置した標識 ア　基点第３３６号から３９°－１５′１，６７５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第272号	新宮市三輪崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３５７号　新宮市三輪崎孔島と鈴島を結ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア　基点第３５７号から８９°－３０′３，８７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第273号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２６４°－１７′４，６４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第274号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２８０°－４２′３，０７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第275号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２６５°－５０′２，５２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第276号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第５号　和歌山市加太城ヶ崎突端に設置した標識 ア　基点第５号から３５６°－３５′３，３６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第277号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第４号　和歌山市加太神島南西部に設置した標識 ア　基点第４号から２７８°－００′１，６４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第278号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３２号　西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア　基点第２３２号から２０４°－４７′３，６４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第280号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３７号　西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア　基点第２３７号から２１４°－０２′６，０６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第281号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３７号　西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア　基点第２３７号から２０８°－３５′６，１４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第282号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第２３７号　西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア　基点第２３７号から１９４°－２２′６，０６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第283号	有田郡広川町鷹島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、５０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１３０号　有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア　基点第１３０号から２４０°－２０′１７２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第284号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３１３°－４５′１，８６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第285号	新宮市三輪崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３５７号　新宮市三輪崎孔島と鈴島を結ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア　基点第３５７号から７０°－４８′４，３００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第286号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２９６°－３０′３，１３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第287号	有田市宮崎町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第９６号　有田市宮崎町馬島中央部に設置した標識 ア　基点第９６号から２４２°－０６′５１２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市港町、宮崎町（ただし、逢井を除く。）、箕島	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第288号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２７３°－００′４，２６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第289号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２６２°－３８′３，８７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第292号	和歌山市雑賀崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、５０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７号　和歌山市雑賀崎中ノ島通称イサギ場南端に設置した標識 ア　基点第１７号から１２１°－２０′２００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市雑賀崎、西浜	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第293号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３０１°－４５′２，８２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第294号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２２０°－２５′２，８７５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	御坊市塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第295号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から２００°－５６′３，０００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	御坊市塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第296号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１７９号　御坊市鰹島中央部に設置した標識 ア　基点第１７９号から１７５°－４２′３，８８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	御坊市塩屋町、名田町	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第297号	日高郡由良町大引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１５０ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５５号　日高郡由良町大引大碆頂上に設置した標識 ア　基点第１５５号から２３８°－２５′５３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大引	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第298号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２６８°－３０′３，２５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第299号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３７０号　和歌山市加太友ヶ島灯台基部に設置した標識 ア　基点第３７０号から４５°－００′２，４１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第300号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２７８°－３０′３，４１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第301号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２４５°－１５′４，４００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第302号	和歌山市加太地ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１号　大阪府和歌山県界に設置した標識 ア　基点第１号から２５７°－００′３，６９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和共第303号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から２８７°－４０′１，７６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第304号	日高郡日高町中磯地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１６９号　日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア　基点第１６９号から３０９°－００′８１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第305号	日高郡日高町中磯地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１６９号　日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア　基点第１６９号から２８４°－００′５４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第306号	日高郡日高町蟻島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、１００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１５７号　日高郡由良町神谷烟島地先平碆岩頂上に設置した標識 ア　基点第１５７号から２０７°－５０′１，２５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町江ノ駒、網代、里、阿戸	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和共第307号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第１０号　和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア　基点第１０号から３４５°－３０′２，６４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁 業 種 類	漁 業 名 称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和共第308号	和歌山市加太地ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のアを中心とし、２００ｍの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第３７０号　和歌山市加太友ヶ島灯台基部に設置した標識 ア　基点第３７０号から５１°－２０′４，１７４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市加太、深山、大川	令和５年９月１日から令和１５年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

定置漁業

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和　定第２号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第９７号　有田市宮崎町、通称逢井、黒島の庄衛門に設置した標識 ア　基点第９７号から９６°－２９′１００ｍの点 イ　基点第９７号から２７６°－２９′１００ｍの点 ウ　イから２１９°－２９′８００ｍの点 エ　アから１８９°－２９′８００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第３号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第９９号　有田市宮崎町、通称逢井、仏磯西端に設置した標識 ア　基点第９９号から１００°－２９′１００ｍの点 イ　基点第９９号から２８０°－２９′１００ｍの点 ウ　イから２１９°－２９′８００ｍの点 エ　アから１８９°－２９′８００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第４号	有田市千田地先	定置漁業	雑魚定置漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０１号　有田市千田地先、西蔭の突端に設置した標識 ア　基点第１０１号から１２７°－２９′１００ｍの点 イ　基点第１０１号から３０７°－２９′１００ｍの点 ウ　イから２３３°－２９′８００ｍの点 エ　アから２１４°－２９′８００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第８号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２８１号　東牟婁郡串本町樫野、黒鼻、通称オオジマのアラサ魚見台東端に設置した標識 ア　基点第２８１号から３５１°－０７′１７０ｍの点 イ　基点第２８１号から６６°－２８′３１２ｍの点 ウ　基点第２８１号から１２７°－０８′１０５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第９号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	ぶり定置漁業	１０月２０日から翌年７月３１日まで	次の基点第２８２号、ア、イ、ウ及び基点第２８２号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２８２号　東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア　基点第２８２号から２５９°－３８′２５０ｍの点 イ　基点第２８２号から３４７°－０１′６１２ｍの点 ウ　基点第２８２号から３２°－３８′６６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和　定第10号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２８２号、ア、イ及び基点第２８２号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２８２号　東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア　基点第２８２号から３２°－２３′２７０ｍの点 イ　基点第２８２号から３０９°－０８′２４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第11号	東牟婁郡串本町田原地先	定置漁業	ぶり定置漁業	１０月２０日から翌年７月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３０５号　東牟婁郡串本町田原字荒船地先、立石南端蓄養池北角に設置した標識 ア　基点第３０５号から１８８°－００′７５８ｍの点 イ　基点第３０５号から１４９°－００′４４４ｍの点 ウ　基点第３０５号から１３７°－００′１，４８０ｍの点 エ　基点第３０５号から１５５°－００′１，６０２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第12号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	ぶり定置漁業	１０月２０日から翌年７月３１日まで	次の基点第３２０号、イ、ウ、ア及び基点第３２０号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３２０号　東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎突端、山見跡展望台下に設置した標識 ア　基点第３２０号から３４０°－３４′５００ｍの点 イ　基点第３２０号から６８°－３４′１，２００ｍの点 ウ　基点第３２０号から４０°－３４′１，４００ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第13号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	雑魚定置漁業	５月１日から１２月３１日まで	次の基点第３２１号、ア、イ及び基点第３２１号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３２１号　東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎北端岩壁、ムシロ岩頂点に設置した標識 ア　基点第３２１号から３０８°－３４′３６０ｍの点 イ　基点第３２１号から８°－３４′４２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和　定第14号	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先	定置漁業	ぶり定置漁業	１０月２０日から翌年７月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３５３号　東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井、上野山見崎に設置した標識 ア　基点第３５３号から１５８°－１１′５５０ｍの点 イ　基点第３５３号から１４０°－３７′２，１８０ｍの点 ウ　基点第３５３号から９８°－２２′１，９６０ｍの点 エ　基点第３５３号から４８°－３５′１，０３０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

わかめ養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第104号	和歌山市雑賀崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３６７号　和歌山市雑賀崎、番所ノ鼻に設置した標識 ア　基点第３６７号から２４４°－００′２６０ｍの点 イ　基点第３６７号から２２５°－５０′２５５ｍの点 ウ　基点第３６７号から２２７°－４０′３９０ｍの点 エ　基点第３６７号から２３９°－１０′３９５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市雑賀崎	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第106号	和歌山市新和歌浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２５号　和歌山市新和歌浦、沖の蓬莱岩中央部に設置した標識 ア　基点第２５号から２３９°－２５′２３２ｍの点 イ　基点第２５号から２２６°－２０′２４２ｍの点 ウ　基点第２５号から２３１°－１５′３３３ｍの点 エ　基点第２５号から２４０°－４０′３２６ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市新和歌浦	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第107号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第４９号　海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア　基点第４９号から９２°－３０′６２ｍの点 イ　基点第４９号から７１°－１５′３１２ｍの点 ウ　基点第４９号から５７°－５５′３１４ｍの点 エ　基点第４９号から２８°－３０′７１ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市（海南市下津町を除く。）	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第108号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第４９号　海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア　基点第４９号から１９８°－４０′７４ｍの点 イ　基点第４９号から２９３°－３０′１２０ｍの点 ウ　基点第４９号から２５４°－１０′２８０ｍの点 エ　基点第４９号から２２４°－２５′２６２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市（海南市下津町を除く。）	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第109号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第５０号　海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア　基点第５０号から２８０°－３２′３４０ｍの点 イ　基点第５０号から２６３°－４４′５４９ｍの点 ウ　基点第５０号から２４２°－２３′５１２ｍの点 エ　基点第５０号から２４３°－３６′２５９ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第116号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第６５号　海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア　基点第６５号から１６１°－００′２０７ｍの点 イ　基点第６５号から３４０°－３６′７５ｍの点 ウ　基点第６５号から２７４°－４５′１８２ｍの点 エ　基点第６５号から２１８°－５２′４３６ｍの点 オ　基点第６５号から２０６°－２６′４９１ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町大崎、方	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第118号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第６３号　海南市下津町大崎、通称オサ磯に設置した標識 ア　基点第６３号から２５７°－５５′２５２ｍの点 イ　基点第６３号から７０°－５９′２４７ｍの点 ウ　基点第６３号から３２°－２７′３３２ｍの点 エ　基点第６３号から２９５°－１９′３４４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町大崎、方	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第125号	有田市港町地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第８３号　有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上６００ｍの地点に設置した標識 基点第８４号　有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上１００ｍの地点に設置した標識 ア　基点第８４号から２７８°－３０′５０ｍの点 イ　基点第８４号から２７８°－３０′１００ｍの点 ウ　基点第８３号から２７８°－３０′１５０ｍの点 エ　基点第８３号から２７８°－３０′５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市宮崎町（通称逢井を除く。）、港町、箕島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第127号	有田市千田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０２号　有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア　基点第１０２号から２３２°－００′２０８ｍの点 イ　基点第１０２号から２５８°－４０′１８０ｍの点 ウ　基点第１０２号から２６０°－３０′２８０ｍの点 エ　基点第１０２号から２４２°－００′２９８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田市千田	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第128号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０５号　有田郡湯浅町大字田、通称坊主瀞突端に設置した標識 ア　基点第１０５号から１６３°－１８′５０ｍの点 イ　基点第１０５号から２４０°－０３′２０５ｍの点 ウ　基点第１０５号から２２４°－３８′２２８ｍの点 エ　基点第１０５号から１６３°－１８′１１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字田	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第129号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０６号　有田郡湯浅町大字田、通称赤碆に設置した標識 ア　基点第１０６号から９１°－１０′ １６７ｍの点 イ　基点第１０６号から２５７°－４０′ １５０ｍの点 ウ　基点第１０６号から２３０°－０２′ １８３ｍの点 エ　基点第１０６号から１１７°－２０′ １９６ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字田	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第130号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０８号　有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア　基点第１０８号から３３５°－３０′ ３６７ｍの点 イ　基点第１０８号から３３５°－３０′ ２７６ｍの点 ウ　基点第１０８号から２°－１０′ ２１８ｍの点 エ　基点第１０８号から５°－０７′ ２８１ｍの点 オ　基点第１０８号から３４６°－００′ ３２０ｍの点 カ　基点第１０８号から３４４°－３０′ ３７２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字田	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第131号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１０８号　有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア　基点第１０８号から２０６°－２５′ １８０ｍの点 イ　基点第１０８号から２９１°－１０′ ２２ｍの点 ウ　基点第１０８号から２９１°－１０′ ８４ｍの点 エ　基点第１０８号から２２４°－３５′ １９２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字田	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第132号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１０号　有田郡湯浅町大字栖原、通称黒碆に設置した標識 ア　基点第１１０号から２０３°－２３′ １７０ｍの点 イ　基点第１１０号から２２４°－１８′ １６２ｍの点 ウ　基点第１１０号から２２４°－１８′ ３５０ｍの点 エ　基点第１１０号から２３２°－０３′ ５５５ｍの点 オ　基点第１１０号から２２６°－０６′ ５７２ｍの点 カ　基点第１１０号から２１４°－４３′ ３７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字栖原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第133号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１２号　有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア　基点第１１２号から２１４°－２７′ ９４ｍの点 イ　基点第１１２号から２７４°－３３′ ７０ｍの点 ウ　基点第１１２号から２６３°－５３′ ２７０ｍの点 エ　基点第１１２号から２４５°－２８′ ２７５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字栖原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第134号	有田郡湯浅町毛無島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１３号　有田郡湯浅町、毛無島に設置した標識 ア　基点第１１３号から３２０°－５３′１００ｍの点 イ　基点第１１３号から５６°－２８′１０８ｍの点 ウ　基点第１１３号から１４８°－０３′１３５ｍの点 エ　基点第１１３号から２１９°－２３′１２５ｍの点 オ　基点第１１３号から２０４°－３３′２１７ｍの点 カ　基点第１１３号から１４４°－０３′２７７ｍの点 キ　基点第１１３号から５３°－１３′２４８ｍの点 ク　基点第１１３号から３４３°－３３′１８４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字栖原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第135号	有田郡湯浅町苅藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１５号　有田郡湯浅町、苅藻島、通称よこかるも北東端に設置した標識 ア　基点第１１５号から４６°－０３′６５ｍの点 イ　基点第１１５号から１４４°－０３′２４２ｍの点 ウ　基点第１１５号から１２４°－０３′２８５ｍの点 エ　基点第１１５号から５９°－２６′１６３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字栖原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第136号	有田郡湯浅町苅藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１６号　有田郡湯浅町、苅藻島、通称たてかるも東端に設置した標識 基点第１１７号　有田郡湯浅町、苅藻島、通称たてかるも南西端に設置した標識 ア　基点第１１６号から１０８°－１３′１０６ｍの点 イ　基点第１１７号から１０６°－３９′２８０ｍの点 ウ　基点第１１７号から２４４°－３３′７０ｍの点 エ　基点第１１７号から２１２°－０８′１５１ｍの点 オ　基点第１１７号から１２２°－３７′３３７ｍの点 カ　基点第１１６号から１３２°－１６′１８６ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡湯浅町大字栖原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第139号	有田郡広川町大字山本地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１１９号　有田郡広川町大字山本、小浦船揚場護岸切れ目角（船揚小屋）に設置した標識 ア　基点第１１９号から２６４°－０５′１５２ｍの点 イ　基点第１１９号から３０２°－２０′２７０ｍの点 ウ　基点第１１９号から２９１°－４０′３１５ｍの点 エ　基点第１１９号から２５７°－３０′２２１ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第140号	有田郡広川町大字唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１２６号　有田郡広川町大字唐尾、鈴子防潮堤南西端に設置した標識 ア　基点第１２６号から２４２°－５５′１８１ｍの点 イ　基点第１２６号から３５２°－２５′１４６ｍの点 ウ　基点第１２６号から３２７°－２７′２５０ｍの点 エ　基点第１２６号から２６９°－４５′２８０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第141号	有田郡広川町大字唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１２５号　有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤基部に設置した標識 ア　基点第１２５号から３５３°－００′６６０ｍの点 イ　基点第１２５号から３３１°－４５′１，０５０ｍの点 ウ　基点第１２５号から３３６°－１５′１，１００ｍの点 エ　基点第１２５号から３５８°－００′７４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第143号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３５号　日高郡由良町大字衣奈、通称三ツ石に設置した標識 ア　基点第１３５号から３３９°－３０′３６３ｍの点 イ　基点第１３５号から３°－２５′４５２ｍの点 ウ　基点第１３５号から６３°－００′２８５ｍの点 エ　基点第１３５号から８０°－４０′１０５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第144号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３９号　日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 ア　基点第１３９号から５５°－４０′１，６８０ｍの点 イ　基点第１３９号から６４°－３０′１，６５５ｍの点 ウ　基点第１３９号から６３°－２５′６６０ｍの点 エ　基点第１３９号から４２°－５０′７１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第145号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３７号　日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第１３７号から３１１°－１０′７０ｍの点 イ　基点第１３７号から２９０°－３０′１００ｍの点 ウ　基点第１３７号から３３０°－２０′３２５ｍの点 エ　基点第１３７号から３３９°－３０′３１５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第147号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３７号　日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第１３７号から３１７°－５０′７５０ｍの点 イ　基点第１３７号から３１８°－３０′６００ｍの点 ウ　基点第１３７号から３０９°－５５′５９５ｍの点 エ　基点第１３７号から３１１°－０４′７５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第148号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３７号　日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第１３７号から４°－２５′４８０ｍの点 イ　基点第１３７号から３５２°－３０′４８０ｍの点 ウ　基点第１３７号から３５４°－４０′６７５ｍの点 エ　基点第１３７号から３°－００′６７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第155号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１５３号　日高郡由良町大字大引、下の立厳蛙石に設置した標識 ア　基点第１５３号から８°－３０′１８０ｍの点 イ　基点第１５３号から５１°－４５′２６５ｍの点 ウ　基点第１５３号から７２°－００′２１０ｍの点 エ　基点第１５３号から１１°－３０′８３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字大引	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第156号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１５４号　日高郡由良町大字大引、大倉嵜頂点に設置した標識 ア　基点第１５４号から６２°－４０′４１０ｍの点 イ　基点第１５４号から８３°－００′５３０ｍの点 ウ　基点第１５４号から９５°－４５′４４８ｍの点 エ　基点第１５４号から７５°－１５′２９３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字大引	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第163号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３７号　日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第１３７号から３１１°－１０′７０ｍの点 イ　基点第１３７号から３４１°－００′４５０ｍの点 ウ　基点第１３７号から２°－４０′４５０ｍの点 エ　基点第１３７号から４８°－００′１３５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第164号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３４号　日高郡由良町大字衣奈、通称トビ崎に設置した標識 ア　基点第１３４号から０°－００′４４０ｍの点 イ　基点第１３４号から２７°－５５′２８５ｍの点 ウ　基点第１３４号から２７４°－５８′２０５ｍの点 エ　基点第１３４号から３０１°－１５′３９２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第166号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３４４号　東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア　基点第３４４号から２５２°－１５′８８ｍの点 イ　基点第３４４号から２３１°－３０′８１ｍの点 ウ　基点第３４４号から２３１°－００′９６ｍの点 エ　基点第３４４号から２４８°－３０′１０４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第167号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第５３号　海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第５３号から６１°－１９′８２２ｍの点 イ　基点第５３号から５６°－１２′３９０ｍの点 ウ　基点第５３号から１０４°－１８′３３４ｍの点 エ　基点第５３号から８３°－２２′７２６ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

ひろめ養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第201号	田辺市磯間地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０２号　田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２０２号から１２４°－３５′２２５ｍの点 イ　基点第２０２号から１４３°－００′３０５ｍの点 ウ　基点第２０２号から１５２°－１０′２７５ｍの点 エ　基点第２０２号から１３２°－５０′１８５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市磯間	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第204号	田辺市磯間地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０２号　田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２０２号から３２２°－４０′１２５ｍの点 イ　基点第２０２号から２９９°－２０′１１０ｍの点 ウ　基点第２０２号から２９７°－５０′２３０ｍの点 エ　基点第２０２号から３０９°－３０′２４０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市磯間	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第214号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１９６号　田辺市目良、元島北東端に設置した標識 ア　基点第１９６号から３１４°－５８′６０ｍの点 イ　基点第１９６号から３１°－１３′９０ｍの点 ウ　基点第１９６号から３°－０３′１８０ｍの点 エ　基点第１９６号から３３０°－３３′１７０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第215号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１９７号　田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア　基点第１９７号から１１６°－０３′１５２ｍの点 イ　基点第１９７号から１７３°－０３′１４２ｍの点 ウ　基点第１９７号から１５５°－０３′２３４ｍの点 エ　基点第１９７号から１２５°－３３′２７４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第216号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３７９号　田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア　基点第３７９号から２４５°－４２′５４４ｍの点 イ　基点第３７９号から２５１°－０２′５６５ｍの点 ウ　基点第３７９号から２６２°－１９′４０６ｍの点 エ　基点第３７９号から２５５°－４６′３７７ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第217号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３７９号　田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア　基点第３７９号から７９°－０９′５００ｍの点 イ　基点第３７９号から７８°－０７′３１９ｍの点 ウ　基点第３７９号から６８°－５７′３２６ｍの点 エ　基点第３７９号から７３°－３０′５０５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第218号	田辺市上屋敷地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３７９号　田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア　基点第３７９号から９６°－４２′１，２８６ｍの点 イ　基点第３７９号から９７°－５０′１，２４０ｍの点 ウ　基点第３７９号から９２°－３１′１，１８５ｍの点 エ　基点第３７９号から９１°－３７′１，２３３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第219号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から４１°－１８′７６１ｍの点 イ　基点第２０７号から４０°－５６′７９１ｍの点 ウ　基点第２０７号から４４°－３１′８０１ｍの点 エ　基点第２０７号から４５°－０２′７７１ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第220号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２１３号　田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア　基点第２１３号から３３３°－４５′２３７ｍの点 イ　基点第２１３号から３２７°－００′２１５ｍの点 ウ　基点第２１３号から３２０°－５１′２５８ｍの点 エ　基点第２１３号から３２６°－５１′２７７ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第225号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０６号　田辺市新庄町、内ノ浦ＳＦＴマリン護岸南端に設置した標識 ア　基点第２０６号から１１１°－１０′２０５ｍの点 イ　基点第２０６号から１１５°－４５′２３５ｍの点 ウ　基点第２０６号から１４６°－３０′１９５ｍの点 エ　基点第２０６号から１４５°－４０′１６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第226号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０２号　田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２０２号から１１８°－００′１，４７０ｍの点 イ　基点第２０２号から１１７°－００′１，５００ｍの点 ウ　基点第２０２号から１１９°－１０′１，５３５ｍの点 エ　基点第２０２号から１２０°－００′１，５２０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第227号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から１１１°－０５′２８５ｍの点 イ　基点第２０７号から１０３°－１０′３２１ｍの点 ウ　基点第２０７号から１０７°－０５′３４４ｍの点 エ　基点第２０７号から１１４°－３０′３０８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第228号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２１９号　西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ２７ｍのところに設置した標識 ア　基点第２１９号から３４６°－１５′７１０ｍの点 イ　基点第２１９号から３２°－５０′３００ｍの点 ウ　基点第２１９号から３２°－５０′１１０ｍの点 エ　基点第２１９号から３２７°－３５′６５０ｍの点	この区域内に４５０ｍを超えてロープを設置してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第229号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、基点第２２０号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２０号　西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第２２９号　西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア　基点第２２９号から１３０°－１０′５３０ｍの点 イ　基点第２２９号から１２９°－１０′７００ｍの点 ウ　基点第２２９号から１４９°－１０′６６０ｍの点 エ　基点第２２９号から１６０°－０５′６５０ｍの点 オ　基点第２２９号から１６０°－０５′５７０ｍの点	この区域内に４５０ｍを超えてロープを設置してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第230号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、基点第２２３号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２３号　西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第２２５号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア　基点第２２５号から２４°－３０′３１５ｍの点 イ　基点第２２５号から７４°－００′２１０ｍの点 ウ　基点第２２５号から１７１°－４０′２３０ｍの点 エ　基点第２２５号から７４°－００′１５０ｍの点 オ　基点第２２５号から１４°－１５′２７５ｍの点	この区域内に４５０ｍを超えてロープを設置してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第236号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１９７号　田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア　基点第１９７号から１１６°－５３′　９７ｍの点 イ　基点第１９７号から１２３°－４１′　８７ｍの点 ウ　基点第１９７号から１３１°－４２′　１０５ｍの点 エ　基点第１９７号から１２５°－１４′　１１４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第237号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１９７号　田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア　基点第１９７号から１２５°－１４′　１１４ｍの点 イ　基点第１９７号から１３１°－４３′　１０５ｍの点 ウ　基点第１９７号から１３７°－１２′　１２５ｍの点 エ　基点第１９７号から１３１°－０８′　１３３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第238号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９５号　日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第１屈曲部に設置した標識 ア　基点第２９５号から１７５°－５３′　９４ｍの点 イ　基点第２９５号から１６０°－４５′　４８ｍの点 ウ　基点第２９５号から１０９°－１４′　２７８ｍの点 エ　基点第２９５号から１１８°－０８′　２９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第239号	西牟婁郡白浜町湯崎地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８１号　西牟婁郡白浜町、湯崎漁港西防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８１号から１９９°－２３′　８９ｍの点 イ　基点第３８１号から１９６°－３７′　１０３ｍの点 ウ　基点第３８１号から２２２°－１１′　１３３ｍの点 エ　基点第３８１号から２２６°－５５′　１２２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第240号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	１０月１日から翌年４月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２７号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア　基点第２２７号から２９°－３９′　１９１ｍの点 イ　基点第２２７号から４１°－４５′　１４２ｍの点 ウ　基点第２２７号から３１°－１９′　１２４ｍの点 エ　基点第２２７号から２１°－１３′　１７８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

ひじき養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第311号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひじき養殖業	１２月１日から翌年６月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９５号　日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第１屈曲部に設置した標識 ア　基点第２９５号から１７５°－５３′　９４ｍの点 イ　基点第２９５号から１６０°－４５′　４８ｍの点 ウ　基点第２９５号から１０９°－１４′　２７８ｍの点 エ　基点第２９５号から１１８°－０８′　２９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

ひおうぎ垂下式養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第404号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１１号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア　基点第３１１号から３３７°－５０′３５０ｍの点 イ　基点第３１１号から３３１°－３５′４９０ｍの点 ウ　基点第３１１号から３１９°－５０′４９０ｍの点 エ　基点第３１１号から３２１°－１５′３４５ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第406号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から１７０°－０３′１７３ｍの点 イ　基点第２０７号から１７４°－０９′２００ｍの点 ウ　基点第２０７号から１９１°－３４′１７８ｍの点 エ　基点第２０７号から１８９°－４８′１４８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第409号	東牟婁郡太地町大字太地地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３２４号　東牟婁郡太地町大字森浦、通称えびすの鼻北端に設置した標識 ア　基点第３２４号から５°－３０′３０２ｍの点 イ　基点第３２４号から１５°－３０′２６５ｍの点 ウ　基点第３２４号から３０°－１５′５２５ｍの点 エ　基点第３２４号から２３°－５２′５５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡太地町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第410号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２３１号　西牟婁郡白浜町、畠島東端に設置した標識 ア　基点第２３１号から１１３°－４０′４１０ｍの点 イ　基点第２３１号から１１３°－４０′１，０１０ｍの点 ウ　基点第２３１号から１２９°－４５′１，０００ｍの点 エ　基点第２３１号から１２９°－４５′６４０ｍの点 オ　基点第２３１号から１４２°－００′６６０ｍの点 カ　基点第２３１号から１４２°－００′１，０５０ｍの点 キ　基点第２３１号から１４８°－００′１，１００ｍの点 ク　基点第２３１号から１５５°－４０′３６０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第411号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２６４号　東牟婁郡串本町、袋港入口突堤突端に設置した標識 ア　基点第２６４号から２６５°－３２′１６３ｍの点 イ　基点第２６４号から３２０°－２６′１６２ｍの点 ウ　基点第２６４号から３１３°－１２′２１７ｍの点 エ　基点第２６４号から２７２°－５３′２１８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第412号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９５号　日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第１屈曲部に設置した標識 ア　基点第２９５号から１７５°－５３′　９４ｍの点 イ　基点第２９５号から１６０°－４５′　４８ｍの点 ウ　基点第２９５号から１０９°－１４′　２７８ｍの点 エ　基点第２９５号から１１８°－０８′　２９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第413号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８０号　日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８０号から１８７°－２１′　４１８ｍの点 イ　基点第３８０号から１９３°－４１′　５０４ｍの点 ウ　基点第３８０号から１９８°－５７′　４８３ｍの点 エ　基点第３８０号から１９３°－２６′　３９２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第414号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８０号　日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８０号から３０７°－５７′　４７ｍの点 イ　基点第３８０号から２６８°－３４′　３４ｍの点 ウ　基点第３８０号から２６４°－５３′　１３４ｍの点 エ　基点第３８０号から２７７°－２８′　１３８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

あわび垂下式養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第501号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６１号　日高郡由良町大字神谷、鳶島頂点に設置した標識 ア　基点第１６１号から５９°－１４′２６５ｍの点 イ　基点第１６１号から５８°－４７′４１５ｍの点 ウ　基点第１６１号から６８°－０７′４２２ｍの点 エ　基点第１６１号から７３°－４３′２７５ｍの点	この区域内に魚類小割式養殖と併せ３，１５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

かき垂下式養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第601号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から１４１°－３３′１０８ｍの点 イ　基点第２０７号から１７０°－０３′１７３ｍの点 ウ　基点第２０７号から１８９°－４８′１４８ｍの点 エ　基点第２０７号から１６８°－３３′６１ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第602号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から１９４°－０３′７０ｍの点 イ　基点第２０７号から２０２°－２３′１０９ｍの点 ウ　基点第２０７号から２１８°－４３′１０５ｍの点 エ　基点第２０７号から２１８°－４３′６３ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第605号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１４号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア　基点第３１４号から１７７°－２５′２１７ｍの点 イ　基点第３１４号から１７７°－００′２２７ｍの点 ウ　基点第３１４号から１４２°－１５′２３４ｍの点 エ　基点第３１４号から１４１°－４０′２２４ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第607号	和歌山市和歌浦南地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１号　和歌山市和歌浦中、三断橋南西詰に設置した標識 ア　基点第３１号から１６７°－５３′１，０４２ｍの点 イ　基点第３１号から１６６°－１６′１，０３８ｍの点 ウ　基点第３１号から１６５°－４１′１，０９７ｍの点 エ　基点第３１号から１６７°－１４′１，１０２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	和歌山市新和歌浦	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第609号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第５０号　海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア　基点第５０号から２３４°－０９′９３５ｍの点 イ　基点第５０号から２３９°－３８′９９６ｍの点 ウ　基点第５０号から２３６°－４６′１，０６１ｍの点 エ　基点第５０号から２３１°－５９′９９８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第610号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第５３号　海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア　基点第５３号から６１°－１９′８２２ｍの点 イ　基点第５３号から５６°－１２′３９０ｍの点 ウ　基点第５３号から１０４°－１８′３３４ｍの点 エ　基点第５３号から８３°－２２′７２６ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第611号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第５０号　海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア　基点第５０号から２８０°－３２′３４０ｍの点 イ　基点第５０号から２６３°－４４′５４９ｍの点 ウ　基点第５０号から２４２°－２３′５１２ｍの点 エ　基点第５０号から２４３°－３６′２５９ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	海南市下津町塩津	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第613号	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３３８号　東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻突端に設置した標識 ア　基点第３３８号から５９°－３３′１１７ｍの点 イ　基点第３３８号から８４°－２６′１４５ｍの点 ウ　基点第３３８号から１６６°－２０′７２ｍの点 エ　基点第３３８号から１８５°－２０′５０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第614号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９５号　日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第１屈曲部に設置した標識 ア　基点第２９５号から１７５°－５３′９４ｍの点 イ　基点第２９５号から１６０°－４５′４８ｍの点 ウ　基点第２９５号から１０９°－１４′２７８ｍの点 エ　基点第２９５号から１１８°－０８′２９０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第615号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８０号　日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８０号から１８７°－２１′４１８ｍの点 イ　基点第３８０号から１９３°－４１′５０４ｍの点 ウ　基点第３８０号から１９８°－５７′４８３ｍの点 エ　基点第３８０号から１９３°－２６′３９２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第616号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８０号　日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８０号から３０７°－５７′４７ｍの点 イ　基点第３８０号から２６８°－３４′３４ｍの点 ウ　基点第３８０号から２６４°－５３′１３４ｍの点 エ　基点第３８０号から２７７°－２８′１３８ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡みなべ町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第617号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０９号　田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア　基点第２０９号から１５０°－１４′５９０ｍの点 イ　基点第２０９号から１４６°－０２′６９０ｍの点 ウ　基点第２０９号から１４９°－００′７０６ｍの点 エ　基点第２０９号から１５３°－３４′６１０ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	新規漁業権	
和区第618号	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線と那智漁港岸壁及び南防波堤によって囲まれた区域 基点第３８４号　東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮、那智漁港岸壁に設置した標識 ア　基点第３８４号から９８°－１７′１９ｍの点 イ　基点第３８４号から１６６°－５８′８５ｍの点 ウ　基点第３８４号から１５４°－１４′９２ｍの点	なし	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	

魚類小割式養殖業

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第702号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９７号　有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア　基点第２９７号から１１４°－０５′１６４mの点 イ　基点第２９７号から５７°－１０′２８mの点 ウ　基点第２９７号から４０°－４０′１００mの点 エ　基点第２９７号から６１°－１０′２０２mの点 オ　基点第２９７号から７５°－５０′２４３mの点	この区域内に４，７６２平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第703号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９７号　有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア　基点第２９７号から８４°－３０′３１６mの点 イ　基点第２９７号から６６°－１０′２３１mの点 ウ　基点第２９７号から６３°－３０′２５１mの点 エ　基点第２９７号から７３°－１０′３９０mの点	この区域内に１，７２５平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第704号	日高郡由良町大字戸津井地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８３号　日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８３号から２９２°－５０′３１３mの点 イ　基点第３８３号から３０４°－２６′２０４mの点 ウ　基点第３８３号から２６９°－２０′２０２mの点 エ　基点第３８３号から２７４°－３６′３１２mの点	この区域内に２，６４４平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第705号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６０号　日高郡由良町大字神谷、由良港神谷泊地中防波堤新旧継目部に設置した標識 ア　基点第１６０号から９９°－２５′７６５mの点 イ　基点第１６０号から１０４°－３０′７８０mの点 ウ　基点第１６０号から１１５°－００′５０５mの点 エ　基点第１６０号から１０７°－４０′４７５mの点	この区域内に２，１００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第706号	日高郡日高町大字阿尾地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１７０号　日高郡日高町大字阿尾、すずき碆突端に設置した標識 ア　基点第１７０号から８２°－３０′４３８mの点 イ　基点第１７０号から８５°－５０′４６５mの点 ウ　基点第１７０号から９０°－３５′４２５mの点 エ　基点第１７０号から８７°－００′４００mの点	この区域内に５５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第709号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から６４°－０３′５８ｍの点 イ　基点第２０７号から７９°－４８′７９ｍの点 ウ　基点第２０７号から６１°－０８′１０８ｍの点 エ　基点第２０７号から７２°－２８′１３０ｍの点 オ　基点第２０７号から１３６°－１８′１０４ｍの点 カ　基点第２０７号から１６０°－５８′５４ｍの点	この区域内に１，３５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第711号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２１６号　西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港（杓浪地区）東防波堤突端に設置した標識 ア　基点第２１６号から２６１°－１７′１４０ｍの点 イ　基点第２１６号から２５５°－２８′９４ｍの点 ウ　基点第２１６号から２４５°－１１′１０２ｍの点 エ　基点第２１６号から２５３°－２２′１４６ｍの点	この区域内に２５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第712号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２１６号　西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港（杓浪地区）東防波堤突端に設置した標識 ア　基点第２１６号から２８３°－００′６００ｍの点 イ　基点第２１６号から２６２°－４５′２８０ｍの点 ウ　基点第２１６号から２４９°－３０′３５０ｍの点 エ　基点第２１６号から２７４°－１５′６５０ｍの点	この区域内に９，４８１平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第713号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２３１号　西牟婁郡白浜町、畠島東端に設置した標識 ア　基点第２３１号から１１３°－４０′４１０ｍの点 イ　基点第２３１号から１１３°－４０′１，０１０ｍの点 ウ　基点第２３１号から１２９°－４５′１，０００ｍの点 エ　基点第２３１号から１２９°－４５′６４０ｍの点 オ　基点第２３１号から１４２°－００′６６０ｍの点 カ　基点第２３１号から１４２°－００′１，０５０ｍの点 キ　基点第２３１号から１４８°－００′１，１００ｍの点 ク　基点第２３１号から１５５°－４０′３６０ｍの点	この区域内に５４，４６２平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第714号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２１９号　西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ２７ｍのところに設置した標識 ア　基点第２１９号から３４６°－１５′７１０ｍの点 イ　基点第２１９号から３２°－５０′３００ｍの点 ウ　基点第２１９号から３２°－５０′１１０ｍの点 エ　基点第２１９号から３２７°－３５′６５０ｍの点	この区域内に２４，７５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第715号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、基点第２２０号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２０号　西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第２２９号　西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア　基点第２２９号から１３０°－１０′５３０ｍの点 イ　基点第２２９号から１２９°－１０′７００ｍの点 ウ　基点第２２９号から１４９°－１０′６６０ｍの点 エ　基点第２２９号から１６０°－０５′６５０ｍの点 オ　基点第２２９号から１６０°－０５′５７０ｍの点	この区域内に６，３１８平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第716号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、基点第２２３号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２３号　西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第２２５号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア　基点第２２５号から２４°－３０′３１５ｍの点 イ　基点第２２５号から７４°－００′２１０ｍの点 ウ　基点第２２５号から１７１°－４０′２３０ｍの点 エ　基点第２２５号から７４°－００′１５０ｍの点 オ　基点第２２５号から１４°－１５′２７５ｍの点	この区域内に１１，０８７平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第717号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次の基点第２２６号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第２２５号及び基点第２２６号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２１号　西牟婁郡白浜町堅田、藤島にえ岸の鼻に設置した標識 基点第２２２号　西牟婁郡白浜町堅田、藤島ビクニンの内側に設置した標識 基点第２２３号　西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第２２４号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、ヴィラ古賀浦前の護岸角に設置した標識 基点第２２５号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 基点第２２６号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア　基点第２２６号から基点第２２１号の見通し線上１０７ｍの点 イ　基点第２２５号から基点第２２２号の見通し線上１０７ｍの点 ウ　基点第２２４号から基点第２２３号の見通し線上１５５ｍの点 エ　基点第２２４号から基点第２２３号の見通し線上９０ｍの点 オ　基点第２２５号から基点第２２２号の見通し線上６０ｍの点	この区域内に９，５７５平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第718号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２９号　西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア　基点第２２９号から６３°－３０′２３０ｍの点 イ　基点第２２９号から８１°－００′２８８ｍの点 ウ　基点第２２９号から１６３°－３０′２５０ｍの点 エ　基点第２２９号から１８２°－３０′１８０ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ９，０００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第719号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２８号　西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 ア　基点第２２８号から１２５°－０６′１０５ｍの点 イ　基点第２２８号から１４１°－４５′２７０ｍの点 ウ　基点第２２８号から１５２°－３８′２７０ｍの点 エ　基点第２２８号から１５２°－３８′９０ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ２，２５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第720号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２７号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア　基点第２２７号から７２°－０９′２６５ｍの点 イ　基点第２２７号から６７°－３９′３４０ｍの点 ウ　基点第２２７号から８２°－５５′３７５ｍの点 エ　基点第２２７号から８９°－２１′３０５ｍの点	この区域内に２，０００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第721号	西牟婁郡白浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	５月１日から１１月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０９号　田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア　基点第２０９号から２５６°－０９′７３０ｍの点 イ　基点第２０９号から２０８°－０５′４４５ｍの点 ウ　基点第２０９号から２０６°－３４′５４５ｍの点 エ　基点第２０９号から２２８°－０９′６０５ｍの点 オ　基点第２０９号から２２２°－１５′７８５ｍの点 カ　基点第２０９号から２４１°－３３′９４０ｍの点	この区域内に３０，２５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第722号	西牟婁郡白浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	５月１日から１１月３０日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０９号　田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア　基点第２０９号から１７６°－４８′８８０ｍの点 イ　基点第２０９号から１６９°－３７′１，０３５ｍの点 ウ　基点第２０９号から１７９°－１１′１，１９５ｍの点 エ　基点第２０９号から１８６°－４７′１，０７５ｍの点	この区域内に１２，５００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第724号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、基点第２７０号、ウ、基点第２７２号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第２７０号　東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第２７２号　東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に１５０ｍの点の防波堤上に設置した標識 ア　串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ　串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ　基点第２７０号から３２０°－３０′の方位線と防波堤との交点 エ　基点第２７２号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ３６，７９０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第725号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第２７７号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２７３号　東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第２７７号　東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２７３号から１１８°－２１′５４０ｍの点 イ　基点第２７３号から２００°－４１′７５ｍの点 ウ　串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ２４，７００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第726号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２７９号　東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア　基点第２７９号から２８８°－００′８５ｍの点 イ　基点第２７９号から３１９°－４５′１２０ｍの点 ウ　基点第２７９号から２９６°－２０′２４５ｍの点 エ　基点第２７９号から２７９°－３０′２３０ｍの点	この区域内に２，６２５平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町大島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第727号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９２号　東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア　基点第２９２号から３５６°－４０′１３０ｍの点 イ　基点第２９２号から３２６°－３０′１６０ｍの点 ウ　基点第２９２号から２４１°－００′１０５ｍの点 エ　基点第２９２号から１９２°－００′５０ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ３，６００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町大島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第728号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９１号　東牟婁郡串本町大島２１７番地の１の護岸西端角に設置した標識 ア　基点第２９１号から１４°－１０′４５ｍの点 イ　基点第２９１号から３°－１０′１０５ｍの点 ウ　基点第２９１号から３２７°－００′１１６ｍの点 エ　基点第２９１号から３０２°－００′７０ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ１，０５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町大島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第729号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９０号　東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍桟橋基部に設置した標識 ア　基点第２９０号から３２８°－３０′２８０ｍの点 イ　基点第２９０号から３１４°－３０′３４８ｍの点 ウ　基点第２９０号から２２７°－１９′２９７ｍの点 エ　基点第２９０号から２２３°－３０′１７８ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ１０，２５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町大島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第732号	東牟婁郡串本町須江地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２８８号　東牟婁郡串本町須江、影ノ浦、通称オヤボシに設置した標識 ア　基点第２８８号から３０５°－４６′４０ｍの点 イ　基点第２８８号から３４５°－４５′８２ｍの点 ウ　基点第２８８号から１８°－４３′７５ｍの点 エ　基点第２８８号から２９°－１８′２０ｍの点	この区域内に５７６平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町須江	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第734号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１１号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア　基点第３１１号から２９２°－００′４２ｍの点 イ　基点第３１１号から２２７°－２０′１５０ｍの点 ウ　基点第３１１号から２４２°－５０′２７２ｍの点 エ　基点第３１１号から２４９°－５０′２６５ｍの点 オ　基点第３１１号から２５４°－３０′４６５ｍの点 カ　基点第３１１号から２６３°－２０′４６０ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ１１，５６２平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第735号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１１号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア　基点第３１１号から３０８°－３０′５００ｍの点 イ　基点第３１１号から２９８°－００′３７３ｍの点 ウ　基点第３１１号から２７３°－３５′６４８ｍの点 エ　基点第３１１号から２８３°－４０′７２８ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ１３，５６２平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第736号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３４３号　東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア　基点第３４３号から５７°－００′３７０ｍの点 イ　基点第３４３号から６０°－３０′３６７ｍの点 ウ　基点第３４３号から５６°－３０′２１８ｍの点 エ　基点第３４３号から５１°－０５′２２４ｍの点	この区域内に１，４４０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第738号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３４５号　東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先突端に設置した標識 ア　基点第３４５号から１０８°－２０′１１５ｍの点 イ　基点第３４５号から１１９°－２５′２０５ｍの点 ウ　基点第３４５号から１３０°－２８′２０３ｍの点 エ　基点第３４５号から１２９°－１６′１０４ｍの点	この区域内に１，０５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第739号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３４４号　東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア　基点第３４４号から２５２°－１５′８８ｍの点 イ　基点第３４４号から２３１°－３０′８１ｍの点 ウ　基点第３４４号から２３１°－００′９６ｍの点 エ　基点第３４４号から２４８°－３０′１０４ｍの点	この区域内に２８８平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第744号	日高郡由良町大字三尾川地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３３号　有田郡広川町と日高郡由良町の境界に設置した標識 ア　基点第１３３号から３１４°－４５′５６０ｍの点 イ　基点第１３３号から３１９°－５５′５５０ｍの点 ウ　基点第１３３号から３１７°－３０′４５０ｍの点 エ　基点第１３３号から３１１°－３０′４６５ｍの点	この区域内に５００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第746号	日高郡日高町大字志賀地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６８号　日高郡日高町大字志賀、由良港柏泊地防波堤基部に設置した標識 ア　基点第１６８号から９°－５６′３３０ｍの点 イ　基点第１６８号から１２°－２０′２８１ｍの点 ウ　基点第１６８号から３４１°－３６′２７５ｍの点 エ　基点第１６８号から３４３°－３６′３２５ｍの点	この区域内に１，４４０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第747号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２７９号　東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア　基点第２７９号から３５４°－５６′３０４ｍの点 イ　基点第２７９号から３°－０５′３９１ｍの点 ウ　基点第２７９号から９°－３８′３７７ｍの点 エ　基点第２７９号から３°－２０′２８０ｍの点	この区域内に１，１５２平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町大島	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第749号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第２７３号　東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２７３号から２１°－５７′７５ｍの点 イ　基点第２７３号から１０３°－１０′５７０ｍの点 ウ　基点第２７３号から８２°－４９′６９５ｍの点 エ　基点第２７３号から３１°－２８′４３７ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ１６，９２０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第752号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６１号　日高郡由良町大字神谷、鳶島頂点に設置した標識 ア　基点第１６１号から２５８°－００′１，２００ｍの点 イ　基点第１６１号から２５３°－２０′１，２１０ｍの点 ウ　基点第１６１号から２５４°－３０′１，４００ｍの点 エ　基点第１６１号から２５８°－３０′１，３８０ｍの点	この区域内に２，０００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第753号	日高郡日高町大字志賀地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６８号　日高郡日高町大字志賀、由良港柏泊地防波堤基部に設置した標識 ア　基点第１６８号から４３°－３０′６８０ｍの点 イ　基点第１６８号から４７°－２０′６７０ｍの点 ウ　基点第１６８号から４４°－００′５３０ｍの点 エ　基点第１６８号から３７°－４０′５５０ｍの点	この区域内に９００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡日高町	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１３９号　日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 ア　基点第１３９号から３３２°－４５′８４０ｍの点 イ　基点第１３９号から３２１°－５７′９４８ｍの点 ウ　基点第１３９号から３１７°－５３′８７２ｍの点 エ　基点第１３９号から３２９°－１６′７５２ｍの点	この区域内に２，０００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第756号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３４３号　東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア　基点第３４３号から２１５°－００′３２８ｍの点 イ　基点第３４３号から２１３°－２０′４００ｍの点 ウ　基点第３４３号から１７３°－４０′４６４ｍの点 エ　基点第３４３号から１６８°－４５′４０７ｍの点	この区域内に２，１６０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第759号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２３１号　西牟婁郡白浜町、畠島東端に設置した標識 ア　基点第２３１号から９５°－００′３８０ｍの点 イ　基点第２３１号から１０３°－４５′７８０ｍの点 ウ　基点第２３１号から１１３°－４０′７７５ｍの点 エ　基点第２３１号から１１３°－４０′４１０ｍの点 オ　基点第２３１号から１５５°－４０′３６０ｍの点 カ　基点第２３１号から１５８°－４５′２５５ｍの点	この区域内に７，７７６平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第760号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２２６号　西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア　基点第２２６号から２４５°－００′３０ｍの点 イ　基点第２２６号から２４５°－００′１８０ｍの点 ウ　基点第２２６号から２７３°－２０′２０４ｍの点 エ　基点第２２６号から３１７°－２０′１００ｍの点	この区域内に１，４４０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第761号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１４号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア　基点第３１４号から２５６°－３０′３４２ｍの点 イ　基点第３１４号から２４８°－３０′６３９ｍの点 ウ　基点第３１４号から２３９°－４０′６２８ｍの点 エ　基点第３１４号から２３９°－４０′３２８ｍの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ２，８８０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁　業　種　類	漁　業　名　称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第762号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第１６１号　日高郡由良町大字神谷、鳶島頂点に設置した標識 ア　基点第１６１号から５９°－１４′２６５ｍの点 イ　基点第１６１号から５８°－４７′４１５ｍの点 ウ　基点第１６１号から６８°－０７′４２２ｍの点 エ　基点第１６１号から７３°－４３′２７５ｍの点	この区域内に１，０５０平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	類似漁業権	
和区第763号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８２号　日高郡由良町大字大引、大引漁港Ｂ防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８２号から８１°－１０′１４１ｍの点 イ　基点第３８２号から１１４°－０１′１８３ｍの点 ウ　基点第３８２号から１２６°－４１′１４９ｍの点 エ　基点第３８２号から８５°－２６′９２ｍの点	この区域内に５００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字大引	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第764号	日高郡由良町大字戸津井地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３８３号　日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤突端に設置した標識 ア　基点第３８３号から２３５°－４９′７０ｍの点 イ　基点第３８３号から２２０°－３４′１６６ｍの点 ウ　基点第３８３号から２４８°－３８′２０９ｍの点 エ　基点第３８３号から２７４°－１０′１４５ｍの点	この区域内に１，０００平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	日高郡由良町大字戸津井、小引	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第765号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２０７号　田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア　基点第２０７号から１４１°－３３′１０８ｍの点 イ　基点第２０７号から１７０°－０３′１７３ｍの点 ウ　基点第２０７号から１８９°－４８′１４８ｍの点 エ　基点第２０７号から１６８°－３３′６１ｍの点	この区域内に５６４平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	－	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	個別漁業権	新規漁業権	

くろまぐろ小割式養殖業

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
和区第801号	東牟婁郡串本町串本、大島地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	１．次のア、イ、基点第２７０号、ウ、基点第２７２号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第２７０号　東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第２７２号　東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に１５０ｍの点の防波堤上に設置した標識 ア　串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ　串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ　基点第２７０号から３２０°－３０′の方位線と防波堤との交点 エ　基点第２７２号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点 ２．次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第２７７号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２７３号　東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第２７７号　東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２７３号から１１８°－２１′５４０ｍの点 イ　基点第２７３号から２００°－４１′７５ｍの点 ウ　串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点 ３．次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９２号　東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア　基点第２９２号から３５６°－４０′１３０ｍの点 イ　基点第２９２号から３２６°－３０′１６０ｍの点 ウ　基点第２９２号から２４１°－００′１０５ｍの点 エ　基点第２９２号から１９２°－００′５０ｍの点	当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が４２，２０８平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形 規格：直径３０ｍ 台数：１１台 形状：円形 規格：直径２７ｍ 台数：５台 形状：円形 規格：直径２０ｍ 台数：８０台 形状：円形 規格：直径１８ｍ 台数：５台 形状：円形 規格：直径１７ｍ 台数：１台 形状：円形 規格：直径１５．７ｍ 台数：５台 形状：正六角形 規格：１辺１６ｍ 台数：６台	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備 考
					４．次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９１号　東牟婁郡串本町大島２１７番地の１の護岸西端角に設置した標識 ア　基点第２９１号から１４°－１０′４５ｍの点 イ　基点第２９１号から３°－１０′１０５ｍの点 ウ　基点第２９１号から３２７°－００′１１６ｍの点 エ　基点第２９１号から３０２°－００′７０ｍの点 ５．次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２９０号　東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍桟橋基部に設置した標識 ア　基点第２９０号から３２８°－３０′２８０ｍの点 イ　基点第２９０号から３１４°－３０′３４８ｍの点 ウ　基点第２９０号から２２７°－１９′２９７ｍの点 エ　基点第２９０号から２２３°－３０′１７８ｍの点 ６．次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第２７３号　東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア　基点第２７３号から２１°－５７′７５ｍの点 イ　基点第２７３号から１０３°－１０′５７０ｍの点 ウ　基点第２７３号から８２°－４９′６９５ｍの点 エ　基点第２７３号から３１°－２８′４３７ｍの点								

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　場　の　区　域	条　件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備考
和区第802号	東牟婁郡串本町須江地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第２６９号　東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第２８９号　東牟婁郡串本町須江、本網代の突端に設置した標識 ア　基点第２６９号から６３°－１０′１，１７１ｍの点 イ　基点第２６９号から１１°－５１′１，７５３ｍの点 ウ　基点第２６９号から４３°－３１′２，３４２ｍの点 エ　基点第２８９号から３１１°－０９′４２０ｍの点 オ　基点第２８９号から３５０°－０２′１８８ｍの点 カ　基点第２８９号から３５６°－３０′１３３ｍの点 キ　基点第２８９号から３３°－３０′７６ｍの点 ク　基点第２８９号から２５１°－０６′５８ｍの点 ケ　基点第２６９号から６１°－３８′２，５５７ｍの点	１．当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が１１１，４４４．５平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形 規格：直径３０ｍ 台数：６９台 形状：円形 規格：直径２０ｍ 台数：４台 形状：長方形 規格：８０ｍ×４８ｍ 台数：１６台 ２．当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、１年当たりの天然種苗の活込尾数は、９，３００尾を超えてはならない。 ３．１の生簀の総面積のうち、２，８２６平方メートル（形状：円形、規格：直径３０ｍ、台数：４台）で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡串本町潮岬、出雲、串本、鬮野川、大島、須江、樫野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和区第803号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によってそれぞれ囲まれた区域 基点第２２８号　西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 基点第２２９号　西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア　基点第２２８号から１２５°－０６′１０５ｍの点 イ　基点第２２８号から１４１°－４５′２７０ｍの点 ウ　基点第２２８号から１５２°－３８′２７０ｍの点 エ　基点第２２８号から１５２°－３８′９０ｍの点 オ　基点第２２９号から６３°－３０′２３０ｍの点 カ　基点第２２９号から８１°－００′２８８ｍの点 キ　基点第２２９号から１６３°－３０′２５０ｍの点 ク　基点第２２９号から１８２°－３０′１８０ｍの点	１．当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が２，８８０平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：１２ｍ×１２ｍ 台数：２０台 ２．当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番　号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁　　場　　の　　区　　域	条　　件	免許予定日	申請期間	関　係　地　区	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	類似漁業権又は新規漁業権の別	備　考
和区第804号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	１．次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１１号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア　基点第３１１号から２９２°－００′４２ｍの点 イ　基点第３１１号から２２７°－２０′１５０ｍの点 ウ　基点第３１１号から２４２°－５０′２７２ｍの点 エ　基点第３１１号から２４９°－５０′２６５ｍの点 オ　基点第３１１号から２５４°－３０′４６５ｍの点 カ　基点第３１１号から２６３°－２０′４６０ｍの点 ２．次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１１号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア　基点第３１１号から３０８°－３０′５００ｍの点 イ　基点第３１１号から２９８°－００′３７３ｍの点 ウ　基点第３１１号から２７３°－３５′６４８ｍの点 エ　基点第３１１号から２８３°－４０′７２８ｍの点 ３．次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第３１４号　東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア　基点第３１４号から２５６°－３０′３４２ｍの点 イ　基点第３１４号から２４８°－３０′６３９ｍの点 ウ　基点第３１４号から２３９°－４０′６２８ｍの点 エ　基点第３１４号から２３９°－４０′３２８ｍの点	１．当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が７，２００平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：１２ｍ×１２ｍ 台数：５０台 ２．当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	令和５年９月１日	告示の日から３０日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	令和５年９月１日から令和１０年８月３１日まで	団体漁業権	類似漁業権	

保全沿岸漁場

　設定なし